

工事現場を再チェック !

～ 香川県工事監察結果から見た注意点 ～

香川県

令和5年4月24日以降適用

※赤字が前回からの改正箇所

1 技術者等の配置状況

【タイトル凡例】これまでの監察結果から…

 是正が多く特に注意を要する事項

 指導の多い注意事項

 概ね遵守できている事項

1-1 現場代理人の常駐

- 関係者との打合せや兼務が認められた場合等の常駐義務免除の期間を除き、工事現場で作業が行われているときは現場常駐（駐在）が必要です。
- 常駐義務免除に該当して現場を離れる場合は、書面での監督員への通知、現場の安全管理対策、連絡体制の整備、必要な場合は速やかに現場に向かうこと等が必要です。

1-2 主任（監理）技術者・監理技術者補佐の現場専任

- 元請・下請ともに、請負金額 4,000万円以上（建築一式は 8,000万円）の工事では、随契追加工事での主任（監理）技術者の兼任や主任技術者の兼務を認めた場合以外では専任が必要です。（専任とは、専ら当該工事現場の業務に関して常勤であり、他の業務に従事しない状態。請負金額には注文者からの支給材料の価格を含みます。）
- 特例監理技術者が兼務する現場で監理技術者補佐を配置した場合、その者は現場への専任が必要です。
- 主任（監理）技術者・監理技術者補佐は現場の技術上の管理・指導監督を行う必要があります。現場にいない場合は連絡体制を整備しておく必要があります。

1-3 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の提示

- （特例）監理技術者の場合、発注者の請求に対し監理技術者資格者証の提示が必要です。（写し不可）
 - 監理技術者講習修了証の提示（写し可）など、過去5年以内に監理技術者講習を受けたことが分かるようにして下さい。（平成28年6月1日より、講習修了証は資格者証に統合。）
- 《監理技術者が必要となる下請契約の請負代金の額の下限は 4,500万円（建築一式は 7,000万円）》

1-4 作業主任者・有資格者の配置

- 「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者（講習）」や「足場の組立て等作業主任者（講習）」など、労働安全衛生規則で定められた作業主任者が必要な場合は、氏名・その者に行わせる事項を、作業場の見やすい場所に掲示し、当該作業に従事する必要があります。（労働安全衛生規則別表第一参照）
- 同一作業で作業主任者が複数居る場合は、「正・副」を表示して下さい。
- 労働安全衛生規則に基づき「作業主任者の掲示」が必要です。特記仕様書上の安全標識としての「有資格者一覧」とは分けて掲示して下さい。
- 当該現場で不要な作業主任者は掲示しないで下さい。

2 施工計画の履行状況

2-1 施工計画書の常備

- 施工計画書は現場に常備する必要があります。
- 変更契約や工事打合せ簿による変更がある場合は、最新版を常備する必要があります。

2-2 施工計画書と現場の一一致

- 施工計画書を最新の状態に変更しておく必要があります。
- 施工計画書に記載の施工体系図や施工方法は現場と一致する必要があります。
- 再生資源利用促進計画書（一現場掲示用）は掲示する必要があります。

2-3 産業廃棄物処理委託の適正な履行

- 処理委託契約書は正しく記入する必要があります。（記入漏れに注意）
 - 契約日
 - 契約期間
 - 許可品目
 - 処分数量
 - 処分単価
 - 金額
- 処理委託契約書の写しを現場に常備して下さい。
- 処理・運搬の許可証の写しを常備して下さい。
- 契約書に適正な収入印紙を貼付する必要があります。

3 下請業者の使用状況

3-1 元請業者の実質的関与（一括下請の禁止）

- 元請業者は、工程管理・出来形品質管理・安全管理など工事の施工に実質的に関与する必要があります。

3-2 下請業者の要件

- 500万円以上の建設工事（建築一式工事の場合は1,500万円以上かつ延べ面積150m²以上の木造住宅工事）では、建設業法上の建設業許可が必要です。
- 香川県から指名停止中の業者は、下請契約を締結できません。

3-3 下請業者の主任技術者の専任

- 4,000万円以上の下請工事では、兼務を認めた場合を除き専任が必要です。（専任とは、専ら当該工事現場の業務に関して常勤であり、他の業務に従事しない状態。）
- 主任技術者は、現場の技術上の管理・指導監督を行う必要があります。現場にいない場合は連絡体制を整備しておく必要があります。
- 特定専門工事において、下請（注文受注者）の主任技術者配置免除が行われている場合、特定専門工事の内容、上位下請（注文者）主任技術者の要件、元請の書面承諾書、下請（注文受注者）の書面同意書等について、確認できる資料を現場に常備して下さい。

4 施工体制台帳の整備状況

4-1 施工体制台帳の現場備え置き

- 公共工事では下請け金額によらず、下請契約を締結したときは施工体制台帳及び施工体系図を作成する必要があります。
- 施工体制台帳は現場内に保管する必要があります。（施工体系図の掲示は5-1参照）

4-2 施工体制台帳の記載内容及び添付書類

- 施工体制台帳等は現場に合致したものとし、監督員名、技術者名、専任・非専任、資格内容等を正しく記載する必要があります。
- 添付資料を合わせて保管して下さい。
 - 県との契約書写し
 - 監理技術者資格者証又は配置技術者としての資格証明の写し
 - （再）下請契約書（注文書・請書）写し
 - 技術者雇用関係証明（健康保険証写し等）
 - 当該建設工事に従事する者に関する必要事項が記載された作業員名簿

4-3 再下請通知の提出を求める旨の掲示

- 工事現場では、工事関係者の見やすい場所に再下請通知の提出案内の掲示を行う必要があります。

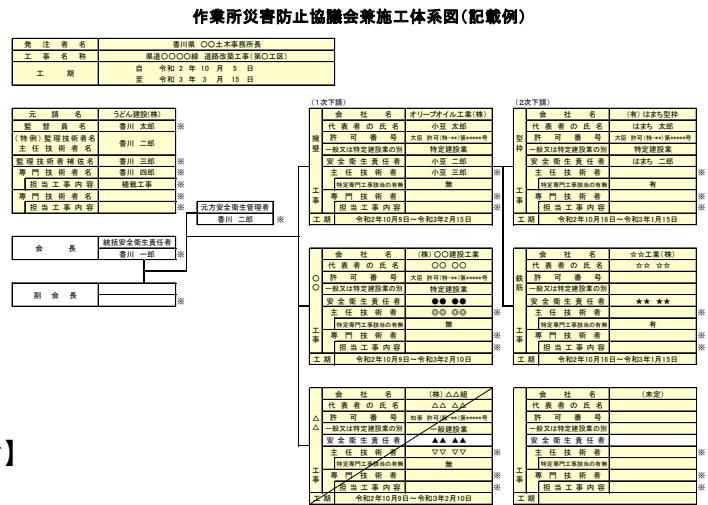
5 標識等の掲示状況

5-1 施工体系図

- 施工体系図は、工事関係者の見やすい場所と公衆の見やすい場所の2箇所に掲示する必要があります。
- 全ての下請業者を記載する必要があります。
- 内容を正しく記載する必要があります。
- 元下関係がわかるよう実線で連結
- 元請の会社名、契約工期、監理・主任技術者の区分及び氏名、監理技術者補佐名(設置の場合)
- 下請の会社名、工事内容、主任技術者名、工期
- 下請の代表者名、特定専門工事の該当有無、一般・特定建設業の別、建設業許可番号【注意】
- 工事が完了した下請工事は×等で表示

【注意】① 令和2年10月1日より前の契約工事 ⇒ 赤字部分の表記不要
 ② 令和2年10月1日以降契約の工事 ⇒ 赤字部分の表記必要

※ ただし、上記②のうち令和3年4月1日以前契約の工事については、従前の掲示内容（赤字部分の表記なし）でも修正は不要とする。（元請・下請ともに建設業許可標識の掲示がなされていることが必須）【令和3年度の工事監察時の運用】



5-2 建設業許可標識

- 公衆の見やすい場所に掲示が必要です。（元請のみ）
- 標識サイズを守り、内容を正しく記載する必要があります。
- ① 監理・主任の区分を記載
- ② 「専任」又は空白（監理技術者補佐を配置する場合、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載）
- ③ 資格「1級〇〇士」「2級〇〇士」「実務経験者」
- ④ 監理技術者の場合のみ監理技術者資格者証交付番号
- ⑤ 当該工事現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業のみを記載
- ⑥ 大臣・知事はいづれか不要のものを消去
- ⑦ 最新の許可年月日（許可期限切れに注意）

【注意】① 令和2年10月1日より前の契約工事 ⇒ 元請・下請ともに掲示が必要
 ② 令和2年10月1日以降契約の工事 ⇒ 元請のみ掲示が必要（施工体系図への必要事項追記が必須）

※ ただし、上記②のうち令和3年4月1日以前契約の工事については、従前の掲示内容（元請・下請の両方掲示）でも修正は不要とする。【令和3年度の工事監察時の運用】

建設業の許可票	
商号又は名称	株式会社 〇〇建設
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
監理技術者の氏名	香川 太郎 専任
資格名	1級土木施工管理技士 第 XXXXXXXXXXXX 号
一般建設業又は別	特定建設業
許可を受けた建設業	土木工事業 とび・土工工事業
許可番号	国土交通大臣 許可(特-2) 第 99999 号
許可年月日	令和元年5月30日

25cm以上

35cm以上

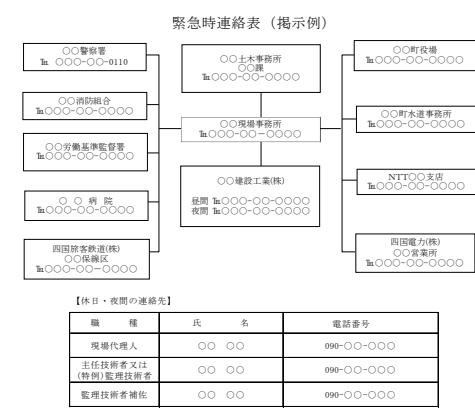
5-3 現場組織表（特記仕様書指定の場合）

- 工事関係者の見やすい場所に掲示する必要があります。
- 現場代理人の常駐の意識付けから、常駐者に「〇」を付けて下さい。

現場組織表	
○現場代理人 (氏名)	測量係 (氏名)
主任技術者 (特別)監理技術者 (氏名)	出来形管理係 (氏名)
監理技術者補佐 (氏名)	品質管理係 (氏名)
専門技術者 (氏名)	工程管理係 (氏名)
(工事内容: 〇〇工事)	資材係 (氏名)
夜間・休日等緊急時連絡先	労務係 (氏名)
昼間	重機係 (氏名)
休日	安全管理係 (氏名)
夜間	事務係 (氏名)

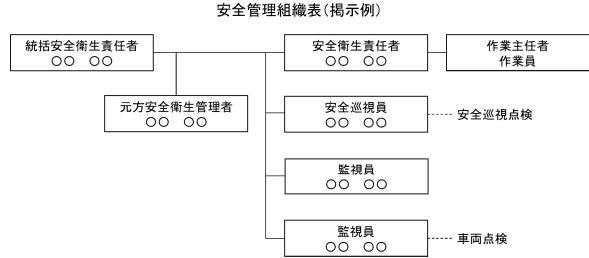
5-4 緊急時連絡表

- 工事関係者の見やすい場所に掲示する必要があります。
- 発注者は「〇〇事務所〇〇課」、電話番号は直通番号とし、事前に監督員に確認して下さい。
- 受注者は、元請企業名と連絡可能な電話番号を記載して下さい。
- 休日・夜間の連絡先は、連絡可能な携帯等の電話番号を記載して下さい。
- 技術者名を正確に記載して下さい。



5-5 安全管理組織表

- 工事関係者の見やすい場所に掲示する必要があります。



5-6 労災保険関係成立票

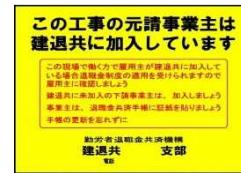
- 事業場の見やすい場所に掲示が必要です。
- 標識サイズを守り、内容を正しく記載する必要があります。
- ① 事業主の住所氏名（会社の代表者氏名）を記載
 - ② 注文者の氏名は、県の契約者「香川県知事」又は「香川県〇〇土木事務所長」等を記載。
 - ③ 社長の代理として労災保険の手続きをする人（事業主代理人）を選任している場合のみ記載。選任なしの場合は空欄。

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
労働保険番号	XX-X-XX-XXXXXX-XX
事業の期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
事業主の住所氏名	〇〇県〇〇市〇〇 株式会社〇〇建設 代表取締役 ○〇 ○〇
注文者の氏名	〇〇県 〇〇土木事務所長
事業主代理人の氏名	〇〇 ○〇

35cm以上

5-7 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

- 建退共に加入の場合は、工事関係者の見やすい場所に掲示する必要があります。
- ① 当該工事名
 - 一般的には受注業者名
 - ③ 「香川県知事」「香川県〇〇事務所長」等
 - ④ 共済契約者番号



小 (A4サイズ)
H21.0cm × W29.7cm

大 (A3サイズ)
H29.7cm × W42.0cm

6 安全管理・現場環境の状況

6-1 安全管理活動の実施状況

- 施工計画書に記載した安全管理活動を実施する必要があります。
- 労働災害防止協議会等の協議組織
 - 事前打合せ
 - 着手前打合せ
 - 安全工程打合せ
 - 安全朝礼・安全ミーティング
 - 安全点検
 - 安全訓練等
- KY活動など、現場における危険性の調査と調査結果に基づく措置（関係者への指導・注意喚起等）を行なう必要があります。

6-2 現場内の保安設備・作業環境・現場環境

- 救急用具（救急箱・消毒液など現場に必要な医薬品等）を備える必要があります。薬の使用期限に注意して下さい。
- 消火器等の消防設備を使用可能な適切な場所に設置する必要があります。
- 現場条件に応じて保安施設を設置して適切に管理する必要があります。
- 階段・足場手摺設置
 - 転落防止対策
 - 梯子等の昇降施設の固定
 - 安全な通路の設置
 - 足場の固定・隙間
 - 現場内通路・足場上の片付け
 - その他の保安設備
- バックホウのクレーン機能を使用する場合は、回転灯の作動を確認して下さい。
- 保安設備・重機の点検を行い、点検調書を整理・保管して下さい。

6-3 安全管理活動の実施状況

- 立入防止柵を確実に設置して下さい。
- 道路周辺工事にあっては、案内標識、交通誘導員、バリケード等によって歩行者の安全を確保して下さい。
- 必要に応じて、照明等の夜間安全対策を実施して下さい。
- その他の安全対策

このリーフレットは、令和5年4月現在、香川県発注工事に適用される建設業法、労働安全衛生法、香川県土木工事共通仕様書、工事特記仕様書等の遵守事項のうち、これまでの工事監察において指摘の多かった内容を抜粋し記載したものです。今後の制度改正等により、記載事項が適用されない、又は変更される場合がありますので、最新の情報に注意して下さい。

ダウンロード（香川県HP） <https://www.pref.kagawa.lg.jp/gijutsukikaku/kiteishuu/kiteishuutop.html>